

日医発第 1746 号（保険）  
令和 7 年 1 月 24 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

### 令和 6 年度に実施される中医協関係の調査について

診療報酬改定は、中医協において改定結果を調査・検証した上で、次回改定で修正していくという流れが確立しております。

令和 6 年度診療報酬改定施行後も答申書附帯意見に基づき、それぞれの検討の場（診療報酬改定結果検証部会、入院・外来医療等の調査・評価分科会等）において、令和 6 年度診療報酬改定の影響の検証とともに、次期診療報酬改定に向けた調査及び必要な検討に入ることとされ、そのうち「診療報酬改定結果検証部会が実施する調査」につきましては、既に下記スケジュールのとおり、厚生労働省からの委託業者により調査対象施設に対して調査票が送付されているところですが、今般、回答期限である令和 7 年 1 月 24 日（金）を過ぎる場合でも可能な限り回答を受け付けるとの連絡がございましたので、お知らせ申し上げます。

なお、調査対象となった各会員から都道府県医師会等に照会がありましたら、本調査は強制するものではございませんが、調査の結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなります点にご理解いただき、ご対応いただけましたら幸いです。

## 記

### 《診療報酬改定結果検証部会が実施する調査》

- (1) 精神医療等の実施状況調査
- (2) 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査
- (3) 長期処方やリフィル処方の実施状況調査
- (4) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

(スケジュール・調査委託業者)

調査票発送：(1) および(2) 令和6年12月17日発送済み

(3) および(4) 令和6年12月23日発送済み

委託業者：PwC コンサルティング合同会社

提出期限：当初の提出期限は令和7年1月24日とされておりましたが、回答期限を過ぎる場合でも可能な限り回答を受け付けるとのことです。また、まだ調査票を返送されていない医療機関に対しては、改めて調査へのご協力をお願いするハガキをお送りするとともに、精神医療等の実施状況調査、在宅医療等の実施状況調査については委託業者よりお電話にて調査の協力をお願いをさせていただく予定とのことです。

※各調査の調査票等につきましては、日本医師会都道府県医師会宛て文書管理システムの「お知らせ」に掲載しております。